

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

役員給与規程

制定 平成18年4月1日 18規程第30号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 常勤役員の給与は、報酬及び通勤手当とする。

2 非常勤役員の給与は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の給与から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うことができる。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(常勤役員の報酬)

第 4 条 常勤役員の報酬は年俸とする。

2 前項の年俸の号給表は、次のとおりとする。

号給	年 俸
1 号給	13,745,000
2 号給	14,026,000
3 号給	14,307,000
4 号給	14,587,000
5 号給	14,868,000
6 号給	15,148,000
7 号給	15,429,000
8 号給	15,709,000
9 号給	16,004,000
10 号給	16,298,000

3 前項の年俸は、役員に就任する者の経歴等を勘案し、理事長が決定する。

(業績の反映)

第 5 条 常勤役員の年俸の額は、第 4 条第 2 項に定める額に、東京都地方独立
行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）による産技研に係る評
価結果に応じ、別途定める査定率を乗じた額を支給する。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員給
与規程（18 規程第 5 号。以下「職員給与規程」という。）第 28 条に規定する
通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第 29 条に規定する額とする。

- 3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き通勤手当に係る支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 非常勤役員の通勤手当は、勤務形態に応じて支給する。
- 6 その他通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用して決定する。

(報酬等の支給)

第7条 常勤又は非常勤役員に対する報酬又は非常勤役員手当の支給日は毎月15日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条の規定を準用する。

- 2 前項による毎月の支給額については別途定める。なお、常勤役員の在職期間中、第4条第2項により決定された年俸と第5条により決定された業績を反映した支給額とに過不足が生じる場合には、毎年度3月分の支給時(役員が退職又は解任される場合はその時点)に調整する。
- 3 常勤役員に対する通勤手当は、4月1日から9月30日までの分は4月の給与支給日に、10月1日から翌年3月31日までの分は10月の給与支給日にそれぞれ支給する。ただし、給与支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 非常勤役員に対する通勤手当は、毎月15日に支給する。

(報酬の調整)

第8条 常勤役員が月途中で新たに就任したときはその日以降について、離職又は死亡したときはその日までについて、報酬を調整する。調整の方法については、職員給与規程第4条第5項を準用する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

監事 日額 30,000 円

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

役員退職手当規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 31 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項（同項第一号を除く。）及び第 3 項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、役員が退職し、又は解任された日から起算して 1 月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、その他次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 死亡等による予期し得ない退職で、事前に退職手当の支給手続を行うことができなかったため、退職手当の支給手続に相当な時間を要する場合

二 債権差押命令等に伴う権利関係の確認又は支給手続に相当な時間を要する場合

三 その他退職手当の支給に必要な書類が整わない等、支給手続を進めることに支障がある場合

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条第1項に定める遺族の範囲及び順位等については、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員退職手当規程(18規程第10号。以下「職員退職手当規程」という。)第12条及び第13条の規定を準用する。

(退職手当の支給額)

第4条 退職し、又は解任された者に対して支給する退職手当の額は、当該職への就任後、退職又は解任の日までに支給された年俸の総額を第5条に定める役員として引き続いた在職期間(当該期間に1月未満の端日数がある場合には、これを切り捨てる。)の月数で除した額に、その者の在職期間1年につき100分の100の割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)の年俸の総額を役職別期間の月数で除した額に、役職別期間1年につき100分の100の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職手当算定基礎額に10を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該退職手当算定基礎額に10を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

- 3 前2項の規定による退職手当の額は、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(勤続期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。

- 3 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から1月減じるものとする。

- 4 役員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び役員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第6条 懲戒解雇処分等を受けた役員に対する退職手当の支給制限については、職員退職手当規程第11条の規定を準用する。

(退職手当の返納)

第7条 退職手当の返納の取扱いについては、職員退職手当規程第14条の規定を準用する。

(退職手当の特例)

第8条 第5条第1項に定める在職期間には、東京都の職員から産技研の要請に応じて、引き続いて役員となった者の東京都の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に定める独立行政法人をいう。）、地方公共団体、産技研以外の地方独立行政法人又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に定める公庫等のうち、理事長が指定するもの（以下「国等」という。）に雇用される者が、産技研の要請に応じて、引き続いて産技研の役員となるために退職し、かつ、産技研の役員として在職した後、引き続いて再び国等の職員となった場合、その者の産技研の役員としての在職期間が当該国等の退職手当の算定に係る在職期間に通算されることとされたときは、この規程による退職手当は支給しない。

3 役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員（職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号）の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（昭和45年東京都条例第73号）の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける者をいう。）として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、この規程による退職手当は、支給しない。

4 役員のうち、東京都の職員から産技研の要請に応じて、引き続いて役員となるために東京都を退職をし、かつ、引き続いて役員として在職した者が、やむを得ない事由により退職した場合の退職手当の額については、この規程

の規定にかかわらず、当該退職の日に東京都の職員に復帰し、東京都の職員として退職した場合における算定方法を勘案して定めることができる。

(口座振替による支払)

第9条 退職手当は、その全額を通貨で支払うものとする。ただし、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(施行に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項については、職員の例に準じる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。